

## 小名浜港周辺エリアの価値向上に向けた可能性調査業務委託 質問回答書

No.	質問事項	回答
実施要領・提出資料等に関すること		
1	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (3) 参加申込みについて  共同企業体で参加する場合でも、代表構成員及び構成員が入札参加資格者名簿に登録されていれば提出書類⑥～⑩は省略できるという事で良いでしょうか。	貴見のとおりです。
2	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (3) 参加申込みについて  【提出書類】③(様式3)会社業務実績表は、記載した実績の証明資料としてテクリス完了登録証の写しを添付することは可能でしょうか。	契約書の写しに加え、証明資料としてテクリス等の業務内容がわかる資料の添付は可能とします。
3	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (3) 参加申込みについて  【提出書類】③(様式3)会社業務実績表は、「契約書の写し(上記記載内容が確認できる部分のみで可)を添付すること。」との記載がございます。契約書に業務概要の記載がない場合、契約書の写しに加えてテクリス登録内容確認書などの書類を添付することは可能でしょうか。	No.2をご参照ください。
4	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (3) 参加申込みについて  【提出書類】⑤商業登記事項証明書は、写しの提出で良いでしょうか。	写しの提出も可とします。
5	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (4) 企画提案書の提出  企画提案書には枚数制限はない、と考えてよいでしょうか。また、片面印刷・両面印刷・綴じ方の指定はない、と考えてよいでしょうか。	企画提案書については、枚数・印刷方法・綴じ方の指定はありませんが、分かり易く簡潔なものとなるよう配慮してください。
6	5実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等 (4) 企画提案書の提出  企画提案書のページ数の制限がありましたらご教示ください。	No.5をご参照ください。

## 小名浜港周辺エリアの価値向上に向けた可能性調査業務委託 質問回答書

No.	質問事項	回答
仕様書に関すること		
7	4業務内容 (1)広域交流拠点形成に向けた都市基盤整備基本方針の作成 ① 都市基盤整備に係る現況調査・需要調査 本文中の「当該地」とは、業務場所を指しているのでしょうか。	イオンモールいわき小名浜、いわき・ら・ら・ミュウ等を含む一体の地域を想定していますが、当該業務の検討に必要なと判断できる範囲をご提案ください。
8	4業務内容 (1)広域交流拠点形成に向けた都市基盤整備基本方針の作成 ① 都市基盤整備に係る現況調査・需要調査 本文中の「避難施設の配置・整備状況の整理」範囲を提示願います。	既公表されているハザード情報等を参考のうえ、当該業務の検討に必要なと判断できる範囲をご提案ください。
9	4業務内容 (2)交通・駐車場対策の検討 ① 現況交通量調査 実施すべき時期の指定はありますでしょうか。	指定日はありませんが、9月～10月を想定していますので、提案内容を踏まえ協議により決定します。
10	4業務内容 (2)交通・駐車場対策の検討② 交通影響解析・評価 エリア内への最低確保すべき駐車場台数は想定されていますか？	現時点での想定はありません。現況交通量調査や交通影響解析等の業務を踏まえ、協議により設定します。
11	4業務内容 (2)交通・駐車場対策の検討 ③ 代替交通手段の検討 「概算事業費」とは、代替交通手段の導入に係る施設整備及び経費のみを対象としていると考えてよいでしょうか。	概算費用とは、代替交通手段の導入に係る課題等の解決に必要なイニシャルコスト及びランニングコストを想定しています。
12	4業務内容 (2)交通・駐車場対策の検討 ④ 交通対策協議会運営支援 「学識経験者の報償費」とは、市又は国の報償費の規定に従うことで良いでしょうか。また「学識経験者の交通費」には宿泊費は含まれないと考えてよいでしょうか。加えて会議運営における飲物や会場費用等の現場経費は受託者負担と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
13	4業務内容 (2)交通・駐車場対策の検討 ④ 「交通対策協議会運営支援 学識経験者等を含む協議会メンバーについては、発注者で選任して頂けるとの認識でよろしいでしょうか？それとも受託者で選任・手配が必要でしょうか？	発注者による選任を想定しております。

## 小名浜港周辺エリアの価値向上に向けた可能性調査業務委託 質問回答書

No.	質問事項	回答
評価項目・基準に関すること		
14	<p>(別表)評価項目・基準について            ・(1)業務実績、(2)実施体制に記載のある「市街地整備(スタジアム・アリーナ等の集客施設を含むものとする)に関する「基本構想等策定業務」について、以下の業務は該当するかご教示ください。            ア)集客施設として、道の駅、文化施設やにぎわい交流施設等の公共公益施設、及び公園に関する業務            イ)アの施設自体の基本構想等策定業務            ウ)アの施設を含む、一団の開発における土地利用計画策定業務</p>	<p>ア) 集客施設に関する業務として該当します。</p> <p>また、本業務は集客施設を含む都市基盤整備の検討・整備計画の作成を行うものです。そのため、集客施設のための「基本構想等策定業務」は業務実績は該当しません。</p> <p>以上のことから、            イ) 該当しません。            ウ) 該当します。</p>
15	<p>①市街地整備(スタジアム・アリーナ等の集客施設を含むものとする)に関する「基本構想等策定業務」かつ地域合意形成支援業務(意見交換会等における企画・資料作成・コーディネーター等)の受託実績を有する。</p> <p>とありますが、1案件ではなく、別々の案件でどちらも満たす、ことでもよろしいでしょうか？</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
16	<p>企業並びに技術者の実績の評価基準に以下の記載があります。            複数の業務でこれら2つの条件を満たせる場合でも10点の加点となりますか。            「市街地整備(スタジアム・アリーナ等の集客施設を含むものとする)に関する「基本構想等策定業務」かつ(又は)地域合意形成支援業務(意見交換会等における企画・資料作成・コーディネーター等)の受託実績を有する。」</p>	<p>No.15をご参照ください。</p>